

2019年度 決算公告

メディカル少額短期保険株式会社

(1) 貸借対照表

令和 2 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【現金及び預貯金】	【 6,714,163 】	【保険契約準備金】	【 19,432,014 】
普通預金	6,714,163	責任準備金	18,921,546
【有形固定資産】	【 120,297 】	支払備金	510,468
建物附属設備	120,296	【その他負債】	【 9,869,853 】
工具器具備品	1	短期借入金	7,156,200
【無形固定資産】	【 7,146,000 】	未払金	2,230,808
ソフトウェア	7,146,000	預り金	256,145
【その他資産】	【 115,886,647 】	未払法人税等	226,700
未収保険料	10,216,860		
敷金	2,205,000	負債の部合計	29,301,867
開業費	16,495,186	純資産の部	
保険業法第113条繰延資産	86,969,601	【株主資本】	【 111,565,240 】
【供託金】	【 11,000,000 】	(資本金)	(80,000,000)
供託金	11,000,000	資本金	80,000,000
		(利益剰余金)	(31,565,240)
		繰越利益剰余金	31,565,240
		純資産の部合計	111,565,240
資産の部合計	140,867,107	負債及び純資産の部合計	140,867,107

(2) 損益計算書

自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日

科 目	金 額	円
【経常収益】		35,390,837
【保険料等収入】		
保 險 料	35,217,020	35,217,020
【責任準備金等戻入額】		
支払備金戻入額	173,722	173,722
【資産運用収益】		
受 取 利 息	75	75
【その他経常収益】		
雑 収 入	20	20
【経常費用】		16,067,832
【保険金等支払金】		
保 險 金	1,585,354	
解 約 返 戻 金	614,832	2,200,186
【責任準備金等繰入額】		
責任準備金繰入額	1,359,544	1,359,544
【事業費】		
事 業 費	34,451,170	
保険業法第 113 条繰延額	△34,451,170	0
【その他経常費用】		
保険業法第 113 条繰延資産償却費	12,424,227	
支 払 利 息	83,875	12,508,102
経 常 利 益		(19,323,005)
税引前当期純利益		(19,323,005)
法人税、住民税及び事業税		284,200
当 期 純 利 益		(19,038,805)

個別注記表

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

イ 時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

3,194 千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

1,600 株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数

0 株

V. 一株当たり情報に関する注記

1. 純資産額

69,728.27 千円

2. 当期純利益額又は当期純損失金額

11,899.25 千円

VI. その他の注記

1. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

② 責任準備金の積立方法

（普通責任準備金の積立方法）

普通責任準備金は、次の A および B のいずれか大きい額としています。

A 未経過保険料

保険業法施行規則第 211 条の 46 第 1 項第 1 号イに従い、保険種類ごとに規定された方法で計算される額の合計額

B 収支残

保険業法施行規則第 211 条の 46 第 1 項第 1 号ロにより計算した額

（異常危険準備金の積立方法）

異常危険準備金は、保険業法施行規則第 211 条の 46 第 1 項第 2 号の規定に従う。立基準、積立限度及び取崩基準は平成 18 年 3 月 10 日金融庁告示第 16 号の規定に
い、保険種類ごとに規定されたとおりとしています。

- ③ 支払備金の積立方法
(普通支払備金の積立方法)
保険業法第 117 条の規定に従い計算される額としています。
- (I B N R 備金の積立方法)
実績により合理的に計上しています。
- ④ 保険業法第 113 条繰延資産の処理方法
保険業法第 113 条の規定に基づき、成立後の最初の 5 事業年度の間 (2018 年 3 月
から 2022 年 3 月期まで) に発生した事業費に係る金額その他内閣府令で定める金
額を保険業法第 113 条繰延資産として計上しています。
保険業法第 113 条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づき成立後 10 年以
内 (2027 年 3 月期まで) に均等額を償却することとしています。
- | | |
|-------------------------|-----------|
| 発生事業年度別残高 (償却残年数 : 7 年) | |
| 2018 年 3 月期分 | 26,496 千円 |
| 2019 年 3 月期分 | 30,327 千円 |
| 2020 年 3 月期分 | 30,144 千円 |